

## 押印の見直しに係る請求事務に関するQ&A(令和2年12月28日)

【健康福祉局障害者支援課】

No	Q	A
1	請求の際に押印していた事業所の印は全て不要になるのか。	お見込の通りです。
2	もしこれらの書類に押印がある場合、請求が受け付けられないのか。	押印がされていても不受理とすることはありません。
3	サービス提供実績記録票の利用者への押印はどうか	事業所の運営基準上、「サービス提供の都度記録し、利用者から確認を受けること」となっております。利用者(保護者)からの確認は必須ですが、今般の押印の見直しに伴い、署名等による確認をお願いします。ただし、本人が押印を希望する場合はその限りではありません。
4	上限額管理結果票への利用者の確認に係る押印はどうか。	サービス提供実績記録票と同様で、押印は必要はなく、署名等による確認をお願いします。複数児童用の上限額管理結果票も同様です(保護者の署名等による確認をお願いします)。
5	移動支援・デイサービス型地域活動支援事業に係る利用者負担額管理表の「事業者印」への押印はどうか。	今後は押印を不要とします。また、印欄への記載(サイン等)も不要とします。
6	区役所へ提出する書類への事業所の押印は必要か。	令和3年1月より廃止とします。事業所が区役所へ提出する書類は、別添の一覧をご覧ください。なお、利用者ご本人が区役所に申請・提出する書類への押印も廃止となります。
7	押印廃止に伴い、請求時の留意点は何かあるか。	「事業者による請求」の信憑性を担保するため、郵送時、差出人欄に法人名・事業所名を必ず記入してください。また、請求情報の信憑性を確認するため、市から問い合わせや、他の確認書類の提出を求めていますので、ご了承ください。
8	名古屋市事業者市システムから抽出される書類に「㊟」欄がある場合はどうすればいいか。	押印の必要はありません。
9	受給者証別冊(事業者記入欄)への押印はどうか。	管理者名など事業所職員の署名により、記載内容を担保してください。